

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件公表書
【案件名：第4期つくば市教育振興基本計画（案）】

令和7年（2025年）11月
つくば市教育局教育総務課

案件名	第4期つくば市教育振興基本計画（案）
募集期間	令和7年(2025年)11月10日 ～ 令和7年(2025年)12月10日
担当課	教育局教育総務課
問合せ	TEL 029-883-1111(内線 4620)

■ 意見募集の趣旨

市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、意見を募集する。

■ 資料

- ・ 第4期つくば市教育振興基本計画（案）
- ・ 第4期つくば市教育振興基本計画（案）概要版

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・ 教育局教育総務課（4階）
 - ・ 各窓口センター
 - ・ 各地域交流センター
 - ・ つくば市民センター

※施設閉庁日を除く。

- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市教育局教育総務課

- ファクシミリ 029-868-7608

- 電子メール edc010@city.tsukuba.lg.jp

- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所（法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、第4期つくば市教育振興基本計画の最終決定を行います。

- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。）については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 令和8年(2026年)2月頃を予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、教育局教育総務課、
情報コーナー（庁舎1階）、
各窓口センター、各地域交流センター、つくば市民センター



第4期

つくば市

教育振興基本計画（案）

令和8年(2026年)4月

〔対象期間〕

令和8年度(2026年度)から

令和12年度(2030年度)まで

目次

第1章 教育振興基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国の動向	2
3 県の動向	2
4 市の動向	2
5 計画の位置付け	3
6 計画の対象	3
7 計画期間	4
第2章 つくばが目指す教育	5
1 計画の基本理念・目標	5
2 計画の体系	6
第3章 施策の展開	8
基本目標1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	8
基本方針1 未来をひらく力を育む	8
基本方針2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	15
基本方針3 豊かな心と健やかな体を育む	20
基本目標2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える	24
基本方針4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する	24
基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する	28
基本方針6 ICTを活用した学びを推進する	33
基本方針7 「学び」を支える機会を広げる	36
基本目標3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する	39
基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	39
基本方針9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	42
第4章 計画の推進	45
1 計画の推進体制	45
2 計画の進行管理	45
第5章 つくば市の教育の状況（各種統計データ）	46

第1章

教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和3年（2021年）3月に、令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とした「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定し、「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」を基本理念に掲げ、各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成してきました。

この間、人口減少や少子・高齢化、グローバル化の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等、社会情勢が急速に変化する中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴といえる事態が発生しました。

また、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」という考え方が重視されてきています。

そのような中、子どもたちの「生きる力」をさらに伸ばし、社会の急速な変化に対応し、自立して主体的に社会に関わり、未来に向けて新たな価値を創造できる力を育むことが重要になっています。

また、いじめ・不登校など課題を抱える子どもたちへの支援、部活動改革、学校における働き方改革、施設の老朽化などの課題に対応した施策の展開が求められています。

こうした社会の急速な変化や課題への対応が求められる中、令和7年度（2025年度）で「第3期つくば市教育振興基本計画」の期間が終了することから、国及び茨城県の教育振興基本計画に定める基本的な方向性を踏まえつつ、社会情勢の変化、本市のこれまでの取組状況や課題等を踏まえ、令和8年度（2026年度）以降の5年間で取り組むべき施策の方向性を明らかにする「第4期つくば市教育振興基本計画」を策定します。

2 国の動向

第4期教育振興基本計画の閣議決定（令和5年（2023年）6月16日 閣議決定）

令和5年（2023年）6月に中央教育審議会の答申に基づき、教育基本法第17条に基づく「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

総括的な基本方針・コンセプトとして、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。また、総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めています。

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、すべての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

3 県の動向

茨城県では、令和元年（2019年）8月に、茨城県総合計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって茨城県教育大綱としています。

また、令和4年（2022年）3月に、茨城県総合計画の教育に関する部分をいばらき教育プランとして位置付けています。

4 市の動向

つくば市では、令和2年（2020年）3月につくば市の教育の根幹となるつくば市教育大綱を策定し、また、計画期間の満了に伴い、令和7年（2025年）4月に改定しました。この改定においては、令和2年（2020年）に策定した内容を基本的に継承しています。

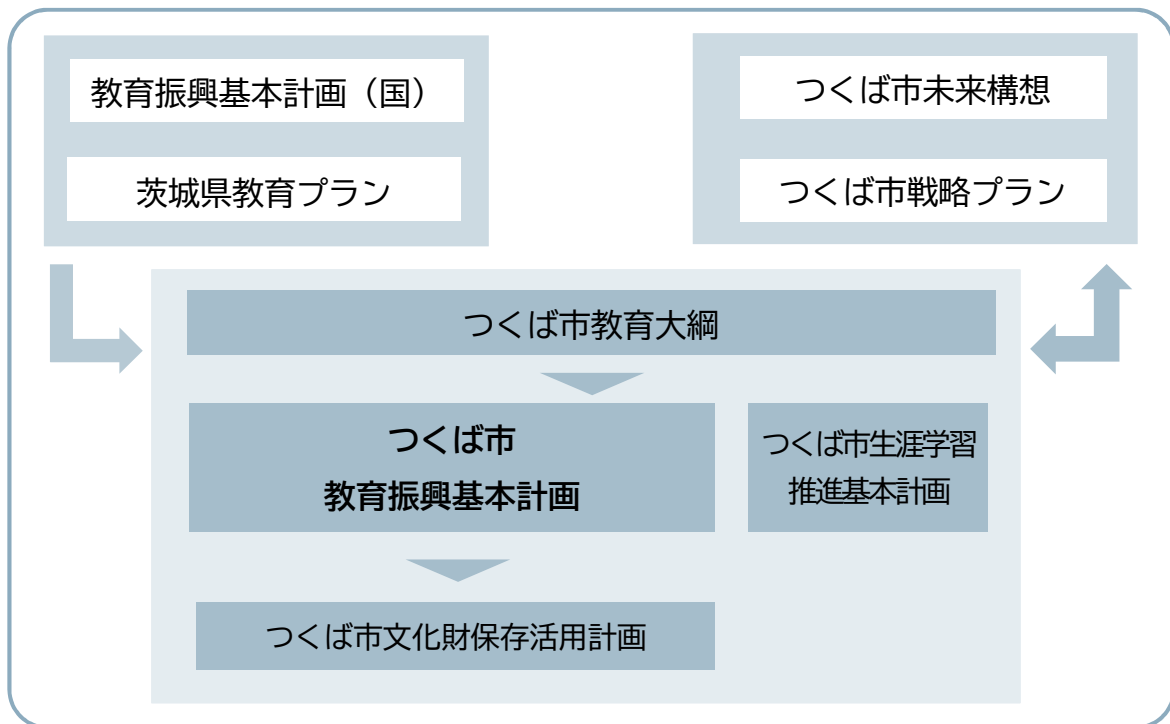
教育大綱では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標としており、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現し、社会力が育つことを目指し、つくばで目指す考え方の転換として以下の3つの柱を掲げています。

- ・「教え」から「学び」へ
一斉・一方向教育から個別・双方向の学びへ
- ・「管理」から「自己決定」へ
受動から能動へ
- ・「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へ
知識偏重の教育から全人教育へ

5 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の第4期教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じた教育を振興するための基本的な計画です。

また、本計画は、つくば市の目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」と、その実現のための「第3期つくば市戦略プラン」及び「つくば市教育大綱」との整合性を確保し、策定するものです。



6 計画の対象

本計画は、幼児・児童・生徒を主な対象にするとともに、社会教育・生涯学習の視点に基づき、広く市民を対象とします。

7 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

計画期間

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
つくば市 未来構想	未来構想							
	第2期戦略プラン		第3期戦略プラン					次期 戦略プラン
教育大綱	つくば市教育大綱		つくば市教育大綱					
教育振興 基本計画	前期計画			第4期つくば市教育振興基本計画				

第2章

つくばが目指す教育

1 計画の基本理念・目標

(1) 基本理念

「つくば市教育大綱」では、本市教育が目指す最上位の目標を、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」としています。

この目標の達成に向けて本計画の基本理念は、第3期つくば市教育振興基本計画の理念を引き継ぎ「夢に向かってよりよい未来をひらく『学び』の実現」とし、各人の違いが受容され、人と人とがつながり、全ての人が自分の興味のあることや夢に向かって学ぶことができる教育を実現し、よりよい未来をひらく力を育成します。

【 基 本 理 念 】

夢に向かってよりよい未来をひらく
「学び」の実現

(2) 基本目標

上記基本理念を踏まえ、本計画における基本目標を下記のとおり設定します。

基本目標1

共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本目標2

「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本目標3

地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現

共に幸せな人生を送るために
一人ひとりの「学び」を大切
にする

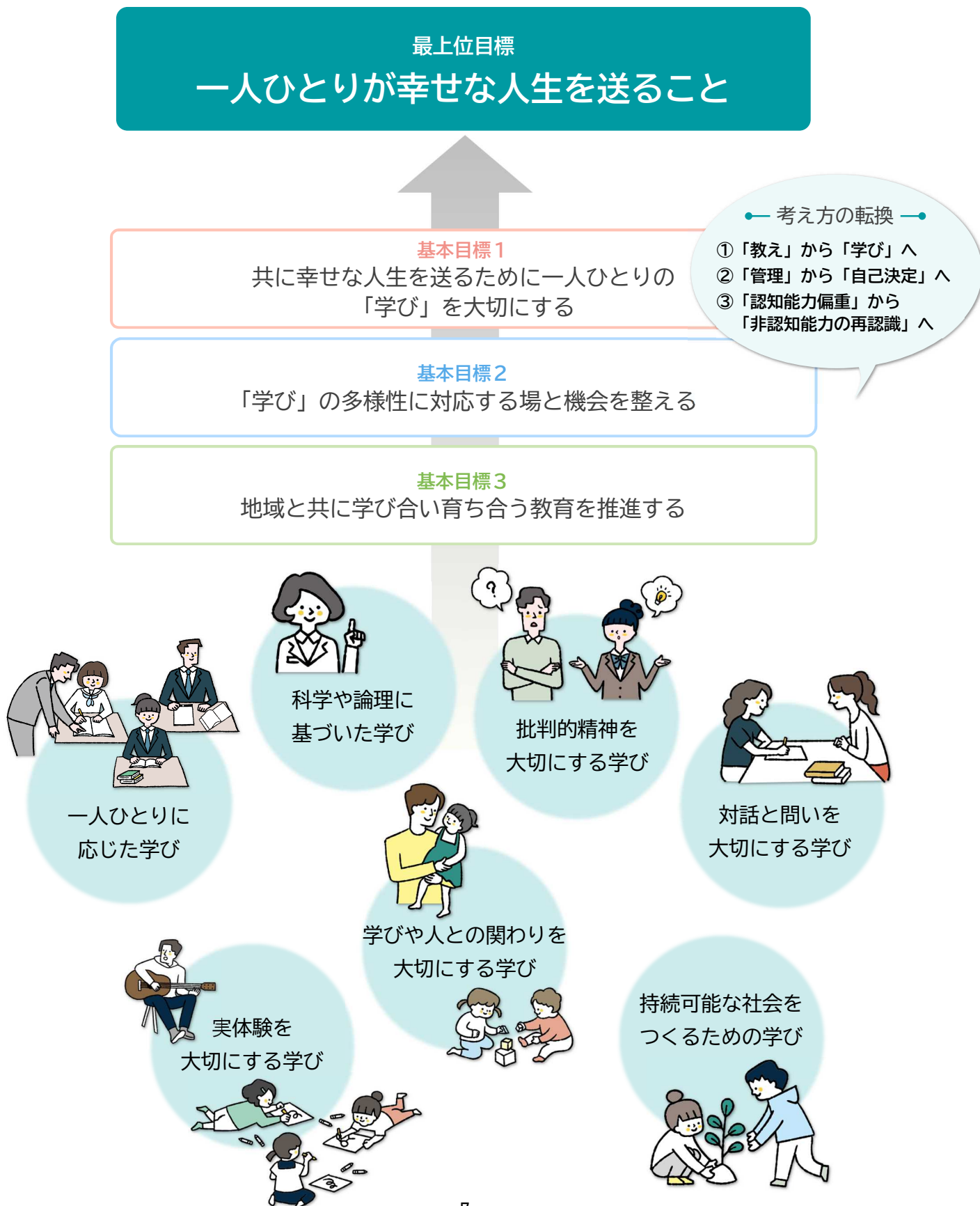
「学び」の多様性に対応する
場と機会を整える

地域と共に学び合い育ち合う
教育を推進する

2 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針	施策
夢に向かってよりよい未来をひらく 「学び」の実現	1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする	1 未来をひらく力を育む	1 個別・双方向による多面的な学びの推進
			2 幼児教育・遊びの充実
			3 学校外の学びの充実
		2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する	1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障
			2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援
			3 家庭への支援の充実
		3 豊かな心と健やかな体を育む	1 豊かな心の育成
			2 健やかな体の育成
	2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える	4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する	1 教職員への支援体制の充実
			2 教職員の「働き方改革」の推進
		5 「学び」を保障する学校環境を整備する	1 学校施設・教育用備品等の充実
			2 学校の安全体制の確立
			3 学校等の適正配置
			4 学校給食の充実
		6 ICTを活用した学びを推進する	1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実
			2 ICT教育環境の充実
		7 「学び」を支える機会を広げる	1 図書館サービスの充実
			2 誰もが学べる社会教育・生涯学習の推進
	3 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する	8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する	1 つくばの特性をいかした学びの推進
			2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実
		9 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する	1 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実
			2 地域と連携した活動の充実

つくば市の教育が目指す「一人ひとりが幸せな人生を送ること」の実現に向けて、前ページの3つの基本目標の推進に、学校・家庭・地域が連携・協働し、豊かな学びを提供することで、社会全体で未来を担う子どもの成長を支えていきます。



第3章

施策の展開

基本目標 1 共に幸せな人生を送るために一人ひとりの「学び」を大切にする

基本方針 1 未来をひらく力を育む

施策 1 個別・双方向による多面的な学びの推進

施策の方向性 //

当市では、近代公教育が抱えてきた課題を踏まえ、これまでの「教え」から「学び」へと考え方の転換を図るとともに、「管理（受動）」から「自己決定（能動）」への教育を展開することで、一斉・一方向ではない個別・双方向の学びを目指します。さらに、「認知能力偏重」から「非認知能力※の再認識」へと考え方を転換し、知識偏重の教育ではなく、全人教育※を目指します。

問いから始める学びと魅力ある授業の展開に努めるとともに、つくばスタイル科などを中心に取り組んでいる新しい時代に対応した教育についてもより一層充実させます。

さらに、学校ごとに異なる状況やニーズに応じて、それぞれの学校に合わせた支援を取り入れることで、より効果的な学びの環境を整えます。

また、当市では小中一貫教育の実施を図り、学びの連続性と多様な異学年交流を実現させてきました。今後も、9年間の教育内容の系統性と連続性及び異学年交流の機会を確保し、各学校の特性をいかした学びの在り方を尊重しつつ、質の高い教育を実践します。

※非認知能力：「IQ（知能指数）」のように数値化できる能力を指す「認知能力」に対して、「やる気」、「リーダーシップ力」、「協調性」など数値で測れない能力のこと。

※全人教育：人間が持つ諸資質を、全面的かつ調和的に育成しようとする教育のこと。

主な取組 //

- ◆ 個別最適・協働的な学びの実現
- ◆ 自己決定を重視した教育の推進
- ◆ 非認知能力を意識した学校での教育活動の推進
- ◆ つくばスタイル科による発信型プロジェクト学習の推進
- ◆ 小中一貫教育の推進
- ◆ 小規模特認校の設置

個別最適・協働的な学びの実現

主な担当課等：学び推進課、総合教育研究所

子どもたちが新しい時代をよりよく生きるための力を育むには、教えられた知識を覚えるだけではなく、一人ひとりの興味・関心を基にした、子どもたち自身の中から沸き上がってきた個々の疑問を大切にする「問いから始める学び」を推進し、子ども主体の教育を進める必要があります。

これからの学校教育には、一人ひとりの特性や学習進度などに応じた指導及び学習活動の機会の提供により、一人ひとりの意欲を高め、主体的な学習を引き出す個別最適な学びと、児童生徒同士による学び合いや、地域など多様な他者との関わり合いから生まれる協働的な学びの特性をいかすことにより、全ての子どもたちの可能性を引き出すことが求められます。

一人ひとりに寄り添うことのできる学習環境を取り入れ、個別最適な学びの実現を図ります。そのために、教科担任制※やチーム・ティーチング※などのための教員配置、「インタラクティブスタディ※」による学習履歴を活用した個別支援などを行います。さらに、対話や協働の場面を設定することで、子どもたちが多様な価値観に触れ、創造的に思考し、自身の答えにたどり着くことのできる協働的な学びの実現を図ります。そして、課題解決学習モデルとしての「つくば7C学習※」を教科横断的に展開し、ICTを活用した7つの資質能力の育成も目指しています。

学校における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るためには、授業改善が欠かせません。学校の個別の課題やニーズに合わせて、指導主事等が学校訪問や授業づくりの伴走支援を行うことで、授業改善につながる教員個々の授業力の向上や学校組織全体の活性化、教育行政と学校現場の連携強化など多層的な効果を目指します。また、こうした取組の効果を把握するため、「幸せな学校づくりアンケート」を市内全児童生徒に実施し、分析結果を各学校にフィードバックすることで、児童生徒のより豊かな学びを創造していきます。

※教科担任制：つくば市の小中一貫教育で5学年以上に実施している教科ごとの担任制度。

※チーム・ティーチング：授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力して一人ひとりの子どもおよび集団指導の展開を図り、責任を持つ指導方法および形態。

※インタラクティブスタディ：家庭等からインターネットを使って学習できるeラーニングシステム。

※つくば7C学習：従来のICT教育の「C」が意味する「Communication」だけではなく、「C」に7つの意味を持たせたもの。7C学習の7Cとは、Cooperation（協働力）・Communication（コミュニケーション力）・Critical thinking（批判的思考力）・Computational thinking（プログラミング的思考）・Comprehension（知識・理解力）・Creativity（創造力）・Citizenship（市民性（社会力））を指す。

自己決定を重視した教育の推進

主な担当課等：学び推進課

変化の激しい社会で、自ら未来を切り開き、幸せな人生を送るためには、学びの主体性を高め、批判的思考や創造力、変化に適応できる力などを養うことが重要です。そのためには、子どもたちに、受け身ではなく能動的に学ぶ姿勢が身に付くよう、自ら課題を見つけ、考え、行動する力を育む教育を推進し、子どもたちの自己決定の機会を保障することが大切です。

学校では、子ども主体の学校づくりを目指します。具体的には、学校生活のきまりごとに関し、子どもたち自らが課題を見つけ、多様な人々と対話を重ね、納得できる答えを創り出すルールメイキングを実施し、問題解決能力や創造力を高め、主体的な学びを展開します。

このほか、学校行事や授業などあらゆる教育活動で、子どもたちの自己決定を重視した教育を推進します。

非認知能力を意識した学校での教育活動の推進

主な担当課等：学び推進課

子どもたちの社会力を育むためには、認知能力だけでなく、非認知能力の果たす役割が大きくなると考えられます。

非認知能力は、子どもたちの発達段階に応じて高めていくことが大切です。初等中等期では、各教科や特別活動など学校教育全体を通して自己肯定感を高め、主体的な課題への挑戦や、他人を思い、規範意識を持った行動から、他者への信頼感や自己有用感が実感できる教育に取り組みます。

つくばスタイル科による発信型プロジェクト学習の推進

主な担当課等：総合教育研究所

発信型プロジェクト学習である「つくばスタイル科※」では、市の有する教育資源を活用し、7つの内容（環境、キャリア、歴史・文化、健康・安全・防災、科学技術、福祉、国際理解）について、3つの学びのステップ「In（課題を見つける）、About（情報を集める）、For（何ができるか考え、発信する）」による学習を展開し、次世代を担う児童生徒に身に付けさせたい力としてつくば市が整理した、非認知能力を含む「つくば21世紀型能力」の育成を図ります。

※つくばスタイル科：平成24年度（2012年度）、文部科学省の教育課程特例校の指定を受け創設した、つくば市ならではの9年間を貫く次世代型カリキュラム。

小中一貫教育の推進

主な担当課等：学び推進課

当市では、「子どもの成長の連続性の保証」を実現すべく、市内全ての小中義務教育学校で小中一貫教育を実施しています。中学校区を単位として学園を形成し、義務教育9年間を系統的に行うことで、発達段階に応じた切れ目のない教育を目指します。また、多様な異学年交流を行うことで他者とかかわる力を高めます。さらに、発達段階を考慮し、教科担任制を導入するとともに、専門性をいかした小学校への中学校教員の乗り入れ授業など、質の高い授業づくりを行います。また、校種間接続の問題解決のため、幼・保・小中義務・高が連携した教育活動が実施できるよう、接続プログラムの充実に努めます。

小規模特認校の設置

主な担当課等：学務課、学び推進課

当市では、小規模校の特色を活かした質の高い教育を提供し、多様な教育機会を創出するために、令和8年度から谷田部南小学校、栗原小学校を小規模特認校とします。これらの学校では、つくば市教育大綱の理念と類似するイエナプラン教育の考え方を参考に「子どもが自ら問いを立て、探究する学び」や「異学年学習による社会性の育成」を重視した教育活動を展開し、一人ひとりの探究心や主体性を育んでいきます。

施策２ 幼児教育・遊びの充実

施策の方向性 //

幼児期は「非認知能力」を育む重要な時期であり、遊びの中での自己表現や挑戦、そこから得られる自己肯定感などが、将来の学びにつながることから、子どもが周囲の人々から見守られる中で、日々楽しく安心して過ごし、そこでの遊びや生活などの直接的・具体的な体験を通じて生涯にわたる人間形成の基礎を養う幼児教育の充実を目指します。

また、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進を図るとともに、社会全体で子どもの育ちの場を支えるという考えから、幼稚園、認定こども園、保育所等の幼児教育施設・家庭・地域が連携して教育力の向上を目指します。

つくば市教育大綱の理念を各関係者が共通に理解し、それぞれの特性をいかし、補完し支え合う関係性を構築しながら、対話と協働による連携を図ります。

主な取組 //

- ◆ 多様な経験につながる豊かな遊びの推進
- ◆ 幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進
- ◆ 公立幼稚園の在り方の検討

多様な経験につながる豊かな遊びの推進

主な担当課等 ： 学び推進課

幼児自らがやりたい遊びに取り組み、友達と夢中になって遊ぶ中で、挑戦したり試行錯誤したり、時には悔しさや葛藤などを味わったりできるよう、保育者は、日々の子どもたちの様子をしっかりと把握し、発達段階や興味、関心を適切に理解して、子どもたちが遊び込めるような環境づくりを進めます。

子どもの主体性や創造性を尊重し、子どもたちの自発的な遊び込みを中心とした幼児教育を展開することで、非認知能力を高め、好奇心や探究心、集中力、想像力、コミュニケーション能力、困難を乗り越える力、最後までやり抜く力などを養います。

幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行の推進

主な担当課等：学び推進課

幼児教育施設ではアプローチカリキュラム※を、小学校ではスタートカリキュラム※を着実に実行します。そして、これらをいかながら幼児教育と小学校教育の学びと育ちの連続性により重点を置き、幼児教育施設と小学校が共通の理念をもって作成する架け橋カリキュラム※についての検討を進め、その接続性の向上に努めます。

幼稚園教育要領で示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※を、幼児教育施設、小学校双方が十分に理解し、この姿を指針として幼児教育施設での保育を実施し、小学校以降の教育ではその姿を意識して学びに向かう力の育成を図ることで、幼児教育から小学校教育へのスムーズな移行を推進します。

※アプローチカリキュラム：就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前（5歳児の10月～3月）のカリキュラム。

※スタートカリキュラム：小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。

※架け橋カリキュラム：幼児期から児童期の発達を見通し、幼児教育施設・小学校における教育・保育の内容、指導計画等の作成の前提となる、5歳児から小学校1年生までの期間（架け橋期）を一体的に捉えたカリキュラム。

※幼児期の終わりまでに育ってほしい姿：健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現の10項目について、育ってほしい資質・能力

公立幼稚園の在り方の検討

主な担当課等：学務課

当市の公立幼稚園については、定員に対する充足率が低いなどの課題のある中、3歳児保育や預かり保育の実施など、利用者の多様なニーズへ対応していく必要があります。このような現状から、公立幼稚園に求められる機能や役割を再整理するとともに、少子化等の社会情勢及び利用者ニーズを踏まえた効果的・効率的な公立幼稚園の運営体制等を検討し、幼児教育の充実につなげていきます。

施策3 学校外の学びの充実

施策の方向性 //

当市では、「認知能力偏重」から「非認知能力の再認識」へと考え方の転換を図るとともに、全人教育を目指し、学校はもとより、学校外での学びが果たす役割を再認識し、その充実に努めます。学校外の多様な体験が非認知能力の育成につながることを踏まえた取組を推進します。

多様な文化、質の高い芸術、豊かな自然、高度な科学技術などつくばの恵まれた環境をいかし、実物や実体験を通して学ぶことにより、子どもの好奇心を刺激し、子どもが持っている興味を広げ、掘り下げるなど、創造性と革新性を促す教育を推進します。

主な取組 //

- ◆ 実体験を大切にする学びの充実
- ◆ 非認知能力を高める学校外での学びの充実

実体験を大切にする学びの充実

主な担当課等 ：生涯学習推進課

子どもたちが未来へ飛躍できる能力や意欲を育むためには、つくばの恵まれた環境をいかした実体験を通じた学びが大切です。当市では、子どもたちの実体験の場として中学生や高校生が参画する青少年体験学習事業によって地域交流・多世代間交流事業の充実を図ります。さらに、子どもたちの好奇心を刺激し、子どもたちが持っている興味を広げる自然体験事業（キャンプ、自然観察など）、生活体験事業（料理体験、宿泊体験など）、伝統文化の継承事業（しめ縄づくり、太鼓の演奏体験など）、科学・工作体験活動など、地域における諸団体が主体となって行う活動の充実が図れるよう支援します。

非認知能力を高める学校外での学びの充実

主な担当課等 ：学び推進課、生涯学習推進課

非認知能力を高めるために、学校外の学びも大切であり、学校では、職業体験学習やまち探検学習等を行い、地域や他者との関わりや様々な分野の体験活動の充実を図っています。保護者に対しては家庭教育学級などを活用し、その重要性について周知を図ります。

今後は、家庭教育学級の活用をより一層推進し、保護者が非認知能力の重要性を深く理解できるよう、社会教育指導員がファシリテーターとなるワークショップを拡充していきます。保護者等の集まりがある場に社会教育指導員が出向き、家庭教育及び家庭教育学級について直接説明を行うことで、より深い理解へとつなげることを目指します。

基本方針2 互いを認め合い、誰もが輝く学びを推進する

施策1 共生社会に向けたインクルーシブ教育の推進と子どもの権利の保障

施策の方向性 //

共生社会とは、社会を構成する誰もがお互いの人格や個性を尊重し支え合い、それぞれの多様性を認め合える社会のことです。子どもの権利の保障や福祉の視点を重視しつつ、国籍や人種、言語、性差・性別・性的指向、経済状況、宗教、障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に学び、育ち合うインクルーシブ教育を推進していきます。

合理的配慮に基づいた支援や工夫をし、「誰もが分かる」ユニバーサルデザイン授業を実施することや、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことを通して、それぞれの違いや個性を認め合える心を育み、様々な形で社会に参加できる人を育てます。

併せて、日本語の理解が十分でない帰国・外国人児童生徒への支援を適切に行います。

さらに、共生社会について市民の理解を深めるために、権利の保障や福祉の視点を重要な位置付けとして強化し、人権尊重の啓発・教育活動を充実させていきます。

主な取組 //

- ◆ 子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成
- ◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実
- ◆ 帰国・外国人児童生徒への支援
- ◆ 市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

子ども同士の相互理解と豊かな人間性の醸成

主な担当課等 ： 学び推進課

共生社会の形成に向けて、子どもの権利を尊重し、豊かな人間性が醸成され、子どもたちが共に学び、共に育つことのできる教育環境を整えます。また、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの意見表明と参加の機会を創出する取組を進めます。

幼児教育では、遊びの中で子どもが多様な他者とふれ合い、一緒に活動する楽しさを味わう体験を数多く重ねます。その中で、互いの持ち味やよさを認めることができるよう援助することにより、人と関わる力の基礎を培います。

学校教育では、教育活動全体を通して、自分の意見を持ちながら、自分と異なる考え方を尊重する風土を大切にし、思いやり、感謝、相互理解、寛容の心を育てていきます。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導と交流及び共同学習の充実

主な担当課等：学び推進課、特別支援教育推進室

「みんなが幸せになる特別支援教育」を目指し、全教職員で特別支援教育に取り組みます。一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の理解を深めるために研修を行い、教職員の密な連携により、学校全体で支援体制を構築します。また、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている子どもたちがいることを前提に、学習環境や授業をユニバーサルデザイン化するとともに、地域の特別支援学校や外部の専門家と連携した支援方法の検討やＩＣＴの活用を含む合理的配慮の提供を行います。

様々な心身の特性や考え方をもつ子どもたちがふれ合い、共に活動することにより、経験を広め、社会性を養えるよう、通常の学級と特別支援学級との間の交流及び共同学習を推進します。そして、特別支援学校に通う子どもたちとの相互理解の場として、特別支援学校が実施する「居住地校との間の交流及び共同学習」「学校間における交流及び共同学習」を支援します。

帰国・外国人児童生徒への支援

主な担当課等：学び推進課

日本語指導担当教員、日本語学習支援員（会計年度任用職員）及び日本語学習支援ボランティア（地域協力者）が、一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導を実施します。

また、日本語指導担当教員及び日本語学習支援員が、学級担任などと連携し、適切な支援を行います。

市民への人権尊重の啓発・教育活動の実施

主な担当課等：生涯学習推進課

家庭教育学級・出前講座など市民への人権尊重の啓発・教育活動を通じて、私たち一人ひとりが人権を自分自身に関わる身近な問題としてとらえ、気付き、考え、行動する、人権が尊重されるまちを目指します。また、障害者のための生涯学習講座などの実施を通して、誰もが生涯を通じて学習に取り組むことができるようにします。

施策2 教育相談体制の充実と多様な教育ニーズへの支援

施策の方向性 //

教育上の不安を抱える児童生徒や保護者に対し、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実に加え、ハートフルSルーム※の設置などにより、不登校児童生徒の居場所づくりを強化します。

また、平成28年（2016年）に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の充実や個に応じたきめ細かな支援を推進するとともに、いじめや貧困等教育に影響する様々な課題に対する支援体制を整えていきます。

※ハートフルSルーム：学校や教室に行きづらいと感じる児童生徒が、ゆっくり落ち着いたり、好きな学習をしたりすることができる学校内の居場所（校内フリースクール）のこと。専任職員や教員が連携しながら、児童生徒への学習支援や相談対応などを行う。

主な取組 //

- ◆ 保護者が抱える教育上の悩みへの対応
- ◆ いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

保護者が抱える教育上の悩みへの対応

主な担当課等 ：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、教育上の不安や悩み、心配事を抱える保護者に対し、専門の教育相談員による電話や対面による相談事業を実施します。また、学び推進課では学校教育指導員を配置し、保護者の相談を聞き取り、ケースによっては、その悩みを学校に伝え保護者と学校間の課題解決を支援するなど、保護者にとって相談しやすい体制の充実を図っていきます。

学校においては、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などの未然防止及び早期発見を図るため、児童生徒だけでなく保護者に対しても相談業務を行っていきます。

いじめ、不登校、貧困など困難を抱える子どもへの支援体制の充実

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

教育相談センターでは、いじめや不登校などの相談事業に加えて、学校生活相談員による学校生活支援推進事業など、教育上生じる様々な問題について援助、指導を行っています。その他、教育支援センター「つくしの広場」及び「ひだまり広場」を運営し、学校、家庭、関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒への支援の充実を図っていきます。

いじめ問題については、複数の教員により子どもたちを見守ることで、状況の把握を丁寧に行うとともに、未然防止、早期発見、早期解決に向けた技能の習得や、いじめに対する具体的な対応方法についての研修内容の充実を図ります。これにより教職員の理解を深め、教育相談センターと学校が連携し、いじめ防止と根絶に取り組みます。

さらに、不登校児童生徒が安心して通える居場所を確保し、個に応じた様々なきめ細かな支援を行うため、専任職員を配置したハートフルＳルームを市内全ての小中義務教育学校に設置するとともに、民間の不登校児童生徒支援事業を利用する家庭への補助制度を導入するなど、児童生徒の学習環境や居場所の選択肢を増やすことで、子どもたちの社会的自立に向けた支援の充実を図っていきます。

施策３ 家庭への支援の充実

施策の方向性 //

当市が目指す学びを実現するために、家庭における学習環境の充実を図ります。インターネットの活用により自宅での効果的な学習を可能とする個別最適化学習支援システム「インタラクティブスタディ」や、地域の人材を活用した「つくば未来塾」を通じて、家庭における学習支援を強化します。

加えて、地域に根差した質の高い学習チューターを確保し、学校や生徒との信頼関係を構築することで、より安定した学習環境を提供します。また、貧困など困難を抱える家庭の子どもへの支援を充実させることが不可欠であり、社会の変化として相対的貧困率の上昇を考慮した支援策を推進します。

さらに、スクールソーシャルワーカーの配置や福祉分野との連携を強化し、教育と福祉が連携して包括的に支援します。

主な取組 //

- ◆ 放課後等の学習支援の充実
- ◆ スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

放課後等の学習支援の充実

主な担当課等：総合教育研究所、生涯学習推進課

学校や家庭でインターネットを使って授業の予習や復習を自分のペースで学習できる「インタラクティブスタディ」や、地域人材をいかし生徒の基礎学力・学習意欲の向上と学習習慣の定着を目指す「つくば未来塾」などにより、放課後や夏季休業などの学習支援の充実を図ります。

スクールソーシャルワーカー配置等による教育と福祉の連携強化

主な担当課等：教育相談センター、学び推進課

社会環境の変化に伴い、課題が複雑・多様化している中、スクールソーシャルワーカーが、児童生徒の家庭を支援します。家庭訪問などの相談活動を実施し、必要に応じて家庭と学校・地域社会との橋渡しを行いながら、積極的に児童生徒や保護者のケアを行います。チーム制にしてスクールソーシャルワーカー同士が相談しやすい環境を整えたり、スーパーバイザーによる研修の機会を設定したりすることにより、スクールソーシャルワーカーの資質向上及びサポート強化を図ります。

また、福祉的ニーズを抱える子どもをよりよく支援できるよう民生委員、児童委員や福祉の関係機関などと連携するなど、教育と福祉が連携を図りながら、家庭それぞれの課題の解決や教育の機会均等などに向けて、子どもの学びを切れ目なく支援します。

基本方針3 豊かな心と健やかな体を育む

施策1 豊かな心の育成

施策の方向性 //

児童生徒の発達段階に応じた道德教育と人権教育を推進します。教育の目的を単なる知識の詰め込みにとどめず、コミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むなど、より広い視野で捉えることが求められています。そのため、ボランティア活動などを通して、豊かな情操と道德心を培うことを目指し、情操教育を充実させるほか、芸術鑑賞会などの芸術文化活動を展開します。さらに、他者の存在を認め、お互いを尊重しあう心を育む教育の中で、いじめの未然防止にも取り組みます。

また、中央図書館と学校図書館との連携による読書活動を推進するとともに、学校間で貸出数や利用者数に差がある現状を踏まえ、より効果的で実践的な読書活動の取組を進めます。

主な取組 //

- ◆ 道德教育の推進
- ◆ 人権教育の推進
- ◆ 情操教育の推進
- ◆ 芸術文化活動の推進
- ◆ いじめを防止する教育の充実
- ◆ 読書活動の推進

道德教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課

特別の教科である道德の授業を中心に、道德的な判断力や心情、実践意欲と態度などの道德性の育成を目指し、学校の教育活動全体を通して道德教育の充実を図ります。児童生徒の発達段階に応じ、道德的な課題を一人ひとりが自分自身の問題と捉え、どのように解決していくかということを自ら考え、他者との議論を通して多面的・多角的に考えることで、自己の生き方についての考えを深めることができますようにします。

人権教育の推進

主な担当課等 : 学び推進課、教育総務課

各教科、道德の授業、つくばスタイル科、特別活動などにおいて、児童生徒それぞれの発達段階に応じ、一人ひとりを大切にする人権意識を醸成する教育を推進します。こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもの権利について児童生徒自身が理解を深められるようにするとともに、学校及び地域の実態を踏まえ、人権フォーラムや人権集会の実施などを通じて人権教育の推進を図ります。

情操教育の推進

主な担当課等：学び推進課

ボランティア活動や自然体験活動などの奉仕活動・体験活動の推進や、あいさつ運動などを通じて、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培うことを目指します。

芸術文化活動の推進

主な担当課等：教育総務課

優れたアーティストや芸術団体、さらに地域で芸術活動に携わる人々の協力を得ながら、児童生徒が芸術文化に触れる機会を提供します。質の高い芸術文化に触れる体験を通して、学校での芸術文化活動を活性化するとともに、児童生徒の感性や創造力、自己表現力といった非認知能力を育むことを目指します。

いじめを防止する教育の充実

主な担当課等：学び推進課

道徳の授業、特別活動などにおいて、思いやりや共感性、自己理解力や課題解決力等の育成に重点を置き、児童生徒同士が尊重しあい、助け合える人間関係づくりに努めるとともに、児童生徒を主体としたいじめ防止フォーラムや、弁護士によるいじめ防止授業など、いじめについて考える取組を行い、いじめの未然防止に努めます。

読書活動の推進

主な担当課等：学び推進課、中央図書館

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。学校図書館においては、市内全ての小中義務教育学校に学校司書（会計年度任用職員）を配置し、司書教諭等と連携して様々な図書、視聴覚資料、その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存するとともに、本を読むことの楽しさを教えることで、児童生徒の読書活動を推進します。また、中央図書館と連携して学校訪問ブックトークや自動車図書館事業を実施することで児童生徒がより多くの図書に触れられるようにします。

施策2 健やかな体の育成

施策の方向性

健康や運動について、定期健康診断や体力・運動能力調査などの結果をいかしながら、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。食育の充実を図り、児童生徒の健全な食生活を実現します。

防災教育や避難訓練などを実施し、家庭や地域と連携した安全教育の充実と推進を図ります。

また、部活動の適正運営により、生徒の心身の健全な育成を目指します。併せて、少子化等により、部活動が学校単位で活動することが難しくなっていることから、部活動自体の在り方を見直すとともに、これまで部活動が担っていた活動を地域に展開することで、持続可能な生徒のスポーツ・芸術文化活動環境を構築していきます。

主な取組

- ◆ 保健学習・食育の充実
- ◆ 安全教育の充実と防災教育の推進
- ◆ 学校保健の充実
- ◆ 部活動改革と部活動地域展開

保健学習・食育の充実

主な担当課等：学び推進課、健康教育課

健康や運動について、児童生徒の発達段階を考慮しながら、学校の教育活動全体を通じた指導を行います。心の健康、薬物乱用、性に関する問題などについても指導を充実させます。

また、給食を始めとして児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達に資するため、食育を推進します。

安全教育の充実と防災教育の推進

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

児童生徒が健康・安全で活力ある生活を送るため、生活安全や交通安全の教育を行い、自己管理能力を育成します。また、危機管理マニュアルの更新や家庭と地域が連携した避難訓練を始め、学校防災手帳の作成やつくばスタイル科の授業を通じて、平時の防災意識向上を図るとともに、災害時の判断力や危機回避能力を育成します。

学校保健の充実

主な担当課等：健康教育課

児童生徒の健康の保持増進を図るため、学校医などを配置し、定期健康診断等を計画的に実施します。

また、プール、飲料水の水質、換気、採光、照明等の学校環境衛生検査を実施し、環境衛生の維持管理を行います。

さらに、教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表等で構成する学校保健委員会を中心として児童生徒及び教職員の健康管理等の学校保健活動を推進します。

部活動改革と部活動地域展開

主な担当課等：学び推進課、教育総務課

令和元年（2019年）8月に策定した「つくば市部活動の運営方針」に基づき、部活動を適正に運営することで、生徒の心身の健全な育成を目指します。

また、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率などを行うことができ、専門的な技能を有する部活動指導員を配置し、部活動での指導体制の充実を図るとともに、地域のスポーツ・芸術文化活動団体などとの連携や、これまでの部活動を地域全体で支える活動として展開する効果的な方向性の検討も進め、部活動の地域展開を推進します。

さらに、全国大会や関東大会等へ出場した児童生徒を対象として、出場に係る経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒に広くスポーツ及び文化活動の機会を提供し、心身共に健康で人間性豊かな児童生徒の育成を図ります。

基本目標 2 「学び」の多様性に対応する場と機会を整える

基本方針 4 教職員が安心して学び・働き続けられる環境を整備する

施策 1 教職員への支援体制の充実

施策の方向性

教員の役割は、教え込みを中心とするティーチングから、問いを投げかけ主体性を引き出すコーチングへとシフトしています。そのためのカリキュラム・マネジメントや授業改善に取り組む「学び続ける教職員」への支援を行います。

当市では、教育大綱の理念を体現するために、市独自の研修を実施し、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上を図ります。

また、学び推進課・総合教育研究所・教育相談センターに配置した指導主事の助言や、各種研修講座などを通じて、各学校の教育目標の達成や教職員の人材育成、学校組織の活性化を目指します。

一方で、教員のメンタルヘルスや職場風土の改善も重要な課題であり、安心して職務に専念できるよう職場環境の改善を進めるとともに、健康管理やメンタルヘルスケアを含む支援体制の充実を図ります。

主な取組

- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 教職員の資質・能力向上と学校組織の活性化
- ◆ 教職員のメンタルヘルスケアの充実

教職員研修の充実

主な担当課等：総合教育研究所

当市独自の研修を実施し、「教え」から「学び」への転換を図るため、教員が児童生徒に最適解を指し示すのではなく、児童生徒自身の力で自分なりの答えを導き出せるよう、児童生徒と教員が一緒に考えていく授業を目指した各教科などの指導法研修を構築します。あわせて、プログラミング学習や生成AIと向き合う学び等、新時代における先端技術・教育ビッグデータを効果的に活用した学びのあり方についての研修を充実させます。

また、対面・集合型研修とオンライン研修（同時双方向型、オンデマンド型など）、訪問研修などの効果的な研修体制の構築に取り組めます。

教職員の資質・能力向上と学校組織の活性化

主な担当課等：学び推進課

つくば市教育大綱に掲げる目標や学園教育目標をベンチマークとし、教職員一人ひとりの資質・能力と指導力の向上を図りながら、現状にとらわれず問い続けることのできる教職員の育成に努めます。

また、学校組織マネジメント力向上のためのプログラムを構築し、外部の有識者と連携しながら、管理職やミドルリーダーの研修を行い、学校組織の活性化を図ります。

教職員のメンタルヘルスケアの充実

主な担当課等：教育総務課、健康教育課、教育相談センター

セルフケアの促進、管理監督職員によるケアの充実、業務の縮減・効率化、相談体制の充実、良好な職場環境・雰囲気醸成などの取組により、教職員が心身共に健康を維持して教育に携わることができる環境を整備します。

また、教職員のストレスチェックを実施し、必要に応じて産業医を活用したり、教育相談センターにおいて教職員の相談窓口を設けたりすることで、教職員のメンタルヘルスケアの充実を図ります。

施策２ 教職員の「働き方改革」の推進

施策の方向性

当市の児童生徒への質の高い教育を実現するためには、教職員の働き方改革を行うことが不可欠です。働き方改革により業務の分量や比重を変えることは、教職員が教育に工夫を凝らし、児童生徒一人ひとりに向き合う時間を確保し、質の高い教育の基礎となる人間性や創造力を高めることにもつながります。

また、教職員の業務負担を軽減し、働きやすい労働環境を整えることが重要です。教育現場における持続可能な働き方の実現につながり、教職員が本来の力を発揮できる職場環境を構築します。

学校が、教職員以外の多様な主体が支える持続可能な勤務環境に変わること、さらに働きがいがあり、本来の能力を発揮できる職場となります。児童生徒の豊かな学びの実現を目指し、令和元年度（2019年度）に策定した「教員の働き方改革に関する実行計画」及び令和３年度（2021年度）に策定した「第２期教員の働き方改革に関する実行計画」に基づき、業務負担の見直しと職場環境の改善を両軸とした取組を今後も着実に進めていきます。

さらに、令和７年（2025年）に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が一部改正されたことを踏まえ、学校における働き方改革を一層推進し、質の高い教育環境の実現を目指します。

主な取組

- ◆ 教員の業務の適正化及び負担軽減
- ◆ サポートスタッフの充実
- ◆ 校務の効率化の推進

教員の業務の適正化及び負担軽減

主な担当課等 ：教育総務課、学び推進課

必ずしも教員が担う必要のない業務や教員の負担軽減が可能な業務について、学校や教員以外の主体への積極的な移行を継続して検討していきます。大学やNPO、部活動指導員、地域のスポーツ・芸術文化活動団体などの外部人材との連携を強化し、教職員の業務の削減を図り、教育の質の向上を目指します。

サポートスタッフの充実

主な担当課等：学び推進課、教育総務課、教育相談センター

教職員の「働き方改革」推進のため、様々な分野において専門性を持つサポートスタッフの配置・活用を図ります。

具体的には、授業の実施・補助を行うことができる外国語指導助手（A L T）や非常勤講師、教員業務の補助を行うことができる学校サポーターなどの人材の適正な配置や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校生活相談員などの児童生徒や保護者の悩みに専門的に対応できる人材の活用の充実を図ります。

校務の効率化の推進

主な担当課等：総合教育研究所、教育総務課

校務支援システムの導入や校務のデジタル化、生成A Iの利活用により、校務の効率化を推進します。教職員の業務負担を軽減することで、児童生徒と接する時間や授業準備の時間を確保し、より質の高い学びの実践へとつなげます。

また、学校全体の情報基盤を一元管理及び共有することで、効率的な仕事ができ、質の高い学校運営に労力を注げるようにします。

さらに、学校事務の共同実施、O J Tの実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の更なる効率化及び質の向上を図ります。

基本方針5 「学び」を保障する学校環境を整備する

施策1 学校施設の改修及び教育用備品等の充実

施策の方向性

学校等の教育環境の向上を図るため、児童生徒数の変化や施設の老朽化等を考慮しながら、計画的な整備及び管理を行っていきます。

主な取組

- ◆ 学校施設の計画的な整備及び施設の管理
- ◆ 教材及び管理備品の計画的な整備

学校施設の計画的な整備及び施設の管理

主な担当課等：教育施設課

児童生徒数の変化に対応するために、各学校の児童生徒数の推移を関係課などと連携を図りながら的確に把握し、増築校舎の建設や建替えなど学校施設の計画的な整備を進めます。各学校施設の管理については、法令を遵守するとともに、児童生徒の安心安全を第一に考え適切に行います。

施設の老朽化が顕著な学校について、トイレや屋根・外壁、各種設備の大規模改修などを計画的に実施するとともに、法令による点検及び維持管理点検を確実に実施し、安全安心な教育環境を確保します。

また、学校施設の長寿命化に向けて計画的に改修を行うことで、より長く学校施設を使い続けられるようにするとともに、学校施設のバリアフリー化や体育館等への空調設備の設置を進めることで、児童生徒の教育環境の向上を図ります。

教材及び管理備品の計画的な整備

主な担当課等：教育施設課

各学校における教材備品や管理備品の計画的整備に対応すべく、学校からの要望を基に備品の整備を進めます。また、学校や関係部署との連携を図り、教育上必要な備品の整備を進めます。

施策2 学校の安全体制の確立

施策の方向性

保護者・学校・地域・行政が協力し、社会全体で子どもの育ちの場を支える観点から、各主体が連携して防犯、防災体制の充実を図り、学校の安全体制の確立につなげます。

さらに、避難訓練や引き渡し訓練を始め、学校防災推進委員会の開催を通じて最新の情報を共有・更新し、実効性のある安全対策を維持していきます。

また、通学路交通安全プログラム等を通じて、日常の通学における安全確保にも継続的に取り組みます。

加えて、感染症の拡大を防止するための取組を継続していきます。

主な取組

- ◆ 防犯、防災体制の充実
- ◆ 通学の安全確保
- ◆ 感染症対策の充実

防犯、防災体制の充実

主な担当課等：学び推進課、教育総務課、教育施設課

関係機関や地域の防災ボランティアなどとの連携を強化するとともに、市内全ての学校に設置している防犯カメラを適切に管理し、効果的に活用することで、児童生徒の防犯、防災体制の充実に努めます。

また、学校防災推進委員会を開催し、関係部署との連携を強化するとともに、学校で実施する学校防災連絡会議や、避難訓練・引き渡し訓練を通して、学校・地域・家庭の継続的な関係を強化することで、災害時の連携体制の確立及び学校防災力の強化を図ります。

通学の安全確保

主な担当課等：学務課

通学路安全推進会議において、通学路交通安全プログラムを基に、教育委員会、学校、PTA等の保護者組織、警察・国・県・市それぞれの道路管理者などが合同で危険箇所の点検を行い、通学路のハード面の整備を進めるとともに、交通安全などのソフト面の充実を図り、通学の安全確保に努めます。

感染症対策の充実

主な担当課等：健康教育課

感染症対策として、手指用消毒液、小児用マスク、グローブ等の衛生医療用消耗品を購入し、計画的に各学校へ配布します。これらの物資を活用することで、児童生徒や教職員の感染リスクを低減し、安全かつ衛生的な教育環境を維持していきます。

また、健康観察アプリを活用し、児童生徒の検温結果や出欠連絡を学校ごとに集約することで、迅速かつ的確な体調管理を行い、感染症の早期発見と拡大防止に努めていきます。

施策3 学校等の適正配置

施策の方向性 //

地域の実情に応じた学校等の適正配置を検討するにあたっては、地域ごとに異なる課題に丁寧に向き合い、地域住民との合意形成を図りながら慎重に進めていきます。

主な取組 //

- ◆ 学校等の適正配置の推進

学校等の適正配置の推進

主な担当課等：学務課

社会要因の変化による園児数・児童生徒数の推移状況を的確に把握するとともに、「つくば市学校等適正配置計画・指針」に基づき、地域の地理的・歴史的な成り立ちによる生活圏など地域の特性や、通学距離の拡大及び通学時間の増大に伴う児童生徒の負担軽減や安全性確保に留意し、地域住民との合意形成を図りながら学校などの適正配置を推進します。

なお、通学区域の設定や一部変更を行うにあたっては、関連する学校の保護者代表、地域の代表者、学識経験者などで構成される「つくば市学区審議会」を開催します。学区審議会答申後は、地域住民を対象に住民説明会を開催し、答申案についての意見・要望などを伺い、さらに教育局で協議し、教育委員会で審議の上、決定します。

施策4 学校給食の充実

施策の方向性

地場産物を学校給食に積極的に活用し、食育と地域経済の振興につなげます。

また、次世代を担う子どもたちに安全、安心な給食を提供するとともに、環境への配慮や生産者への感謝の気持ちを養うことを目的に、学校給食における有機農産物の活用拡大を推進します。

これらの農産物を学校給食で活用するに当たっては、安定的な供給体制を構築するための農産物の確保が不可欠であるため、新規生産者の拡大や、給食レストランでの加工品開発を検討していきます。

主な取組

- ◆ 安全・安心な学校給食の提供
- ◆ 地場産物・有機農産物の活用
- ◆ 学校給食施設の整備

安全・安心な学校給食の提供

主な担当課等：健康教育課

安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校給食の栄養管理及び食育推進を図ることで、児童生徒の心身の健全な発達を後押しします。

また、各給食センターにおける衛生管理や施設の維持管理の徹底を図るとともに、学校給食に係る食物アレルギーに対応するため、「つくば市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」などに基づいた取組を徹底します。

地場産物・有機農産物の活用

主な担当課等：健康教育課

「つくば市の学校給食における地産地消推進ガイドライン」に基づき、地場産物を積極的に活用した食材選定を進め、「つくば地産地消の日献立」を提供する等、学校給食への地場産物の活用を推進していきます。

また、学校給食における有機米や有機野菜の活用を進めるとともに、「つくばのオーガニック給食デー」を実施し、有機農産物への理解を深めます。

学校給食施設の整備

主な担当課等：健康教育課

市の給食施設のさらなる向上を目指すことを目的に、給食食材における地場産物の利用拡大とフードロスの対策に寄与する貯蔵庫及び加工施設、新たなコミュニティの場となり得る市民に向けた給食レストラン機能、学校ランチルームとしての機能等を備えた複合的給食施設を整備します。

また、筑波学校給食センターにアレルギー食対応室を整備し、市内全ての給食センターにおいてアレルギー除去食を提供できる体制を整えます。

基本方針6 ICTを活用した学びを推進する

施策1 デジタル学習基盤を活用した学びの充実

施策の方向性 //

「GIGAスクール構想第2期」の方針のもとで更新・整備された1人1台端末及び高速ネットワーク、クラウド環境を基盤としたインフラを活用し、教育の充実を図ります。

また、クラウド型教育グループウェアやソフトウェア等を活用して、データの利活用による個別最適な学びやシームレスな学びの充実を図ります。

主な取組 //

- ◆ GIGAスクール構想第2期の推進
- ◆ 個別最適な学びを目指したICT活用の推進
- ◆ シームレスな学びの推進

GIGAスクール構想第2期の推進

主な担当課等 : 総合教育研究所

「GIGAスクール構想第2期」の1人1台端末の更新・整備、より高速なネットワークやクラウド運用の整備や、必要なソフトウェアの導入を行い、いつでもどこでもICTを活用した学びを可能にします。この環境をいかし、一人ひとりの興味・関心や特性に合わせた探究的な学びを推進します。

個別最適な学びを目指したICT活用の推進

主な担当課等 : 総合教育研究所

クラウド型協働学習グループウェアやソフトウェア等の活用履歴が、端末に生活データや学習データとして自動的に蓄積されます。

児童生徒は、それらのデータを確認したり、データから生活や学習を振り返って新たな目標を考えたりして、自己認知やキャリア形成にいかします。また、教員は、生活の様子などのデータや、学習履歴・活動状況などのデータを活用し、多様な児童生徒をより深く理解し、一人ひとりの教育的ニーズや学習の習熟度に合った適切な支援に役立てます。

シームレスな学びの推進

主な担当課等：総合教育研究所

クラウド型教育グループウェアを活用することで児童生徒が課題について考え、書き込んだ意見が学校にいても家庭にいても、学級の児童生徒はもちろん、他校の児童生徒と意見を交換することができるようになり、学校の垣根を超えた協働学習が可能になります。

また、高速ネットワークやクラウド環境の整備拡大やアプリケーションの導入により、ハートフルSルームにしながら所属学級の授業を受けられるようにしていきます。さらに、病気療養中の児童生徒や特別な配慮を要する児童生徒も、オンラインで学習支援や教育相談が行えるようにしていきます。このように、誰一人とり残すことなく、児童生徒が学びたいときに学びたい内容を切れ目なく学ぶことができるシームレスな学びを進めます。

施策2 ICT教育環境の充実

施策の方向性

1人1台端末を効果的に活用するために、高速ネットワークのさらなる増強を計画的に行います。また、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム「インタラクティブスタディ」、電子掲示板等のICT環境の整備に加え、プログラミングや生成AIなど新たな技術を活用できるICT教育環境の充実を計画的に進めます。特に、生成AIについては、生成AIとの向き合い方やよりよい活用方法について検討を進め、活用事例に関する資料の更新を行い、学習内容の高度化や多様化を図っていきます。

主な取組

- ◆ ICT環境の計画的な整備
- ◆ ICT活用を支援する人的配置
- ◆ ICT教育に関するコンテンツや研修の充実

ICT環境の計画的な整備

主な担当課等：総合教育研究所

「GIGAスクール構想第2期」に伴う環境整備とともに、その他、学習の充実に必要なICT環境の整備を推進します。

具体的には、ハード面では、市内全ての小中義務教育学校に整備済みの電子黒板や学習者用端末について、より高機能な機器への更新や適切な維持管理を行うほか、高速大容量インターネット環境の増強や校務におけるクラウド環境の構築を進めます。

ソフト面では、クラウド型協働学習グループウェア、個別最適化学習支援システム、プログラミング教材、電子図書、学習者用デジタル教科書、生成AI等を利用できる環境の整備を進めます。

I C T活用を支援する人的配置

主な担当課等 : 総合教育研究所

各学校のI C T環境の整備、整備後のクラウド環境やI C T機器が円滑かつ効率的に運用できるように、学校I C T指導員やI C T支援員の配置を進めます。

I C T教育に関するコンテンツや研修の充実

主な担当課等 : 総合教育研究所

教員が安心してI C Tを活用した授業を行うことができるようにするため、プログラミングや生成A Iの実践事例集や必要な資料などのコンテンツの整備を進めます。

また、教員に対する研修については、スキルに応じた段階的な内容を準備するとともに、集合型、学校訪問型、オンライン型、オンデマンド型等、ニーズに応じて様々な形態で実施できるような体制を整え、教員同士が実践や情報共有を活発に行い、コミュニケーションを通じて協働的に学び合う機会を充実させます。

基本方針7 「学び」を支える機会を広げる

施策1 図書館サービスの充実

施策の方向性

生涯学習の中心となる図書館の利用環境の維持・向上に努め、安全で利便性の高い図書館機能を提供します。

また、市民の知的好奇心を満たすため、公立図書館に求められる資料の質的充実による市民サービスの向上を図ります。

併せて、市民の「知る権利」を担保するため、いつでも、どこでも、誰でも図書館サービスを受けられるように整備していきます。

主な取組

- ◆ 安全で利便性の高い図書館サービスの提供
- ◆ 資料の質的充実による市民サービスの向上
- ◆ 図書館サービスの全域化

安全で利便性の高い図書館サービスの提供

主な担当課等 : 中央図書館

中央図書館のより快適な利用のためのリノベーションを行い、市民の憩いの場として滞在型図書館サービスを提供します。

また、図書館が多くの人にとって生涯学習の拠点となるよう、複合機能を持つ新たな図書館整備についての検討を進めます。

さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、様々なバックグラウンドを持つ市民の図書館利用の障害を取り除くため、デジタル資料の充実やユニバーサルデザインの導入などにより、誰にでも使い易い図書館とすることで、アクセシビリティの向上を図ります。

資料の質的充実による市民サービスの向上

主な担当課等 : 中央図書館

市民の知的好奇心を満たす教養・娯楽・趣味関連の図書に加えて、調査研究を目的とする要望に応える資料を収集・保存し、資料の質的充実を図ります。併せて、図書館職員の調査研究支援能力の向上を図り、市民サービスを拡充します。

さらに、電子図書館サービスの拡充にも取り組み、時間や場所にとらわれず、図書館に来館することが困難な方にも読書・学習に親しめる環境を整備します。

図書館サービスの全域化

主な担当課等：中央図書館

中央図書館と分室との一体的なサービスを充実させるとともに、閲覧所及び配本所、自動車図書館の整備、ブックポストの増設など地域の実情に応じた柔軟なサービスの提供を目指します。さらに、分室以外の交流センター図書室と連携することにより、図書館空白地帯をなくします。

施策２ 誰もが学べる生涯学習の推進

施策の方向性

市民の誰もが輝き、幸せな人生を送るために、生涯にわたり社会のあらゆる領域で自主的・自発的に学習活動を行うことができる生涯学習社会を目指します。

その実現に向けて、社会教育関連施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、計画的な更新や改修を通じて教育環境の整備を推進します。

また、当市の長寿社会を創造するため、社会教育の振興・充実を図ります。また、学校や青少年育成団体などと連携し、未来のつくば市を担う青少年が健やかにたくましく成長できる健全育成事業を展開します。

主な取組

- ◆ 生涯学習社会の推進
- ◆ 生涯学習のための集いの場の提供
- ◆ 社会教育の振興
- ◆ 青少年の健全育成事業の充実

生涯学習社会の推進

主な担当課等：生涯学習推進課

市民一人ひとりが、自分らしく生きることのできる生涯学習社会の実現を目指し、生涯を通じて学ぶことのできる環境を整え、企業における出前講座の活用や、異年齢交流の機会の創出など、多様な学習機会を提供します。

また、生涯学習の成果をいかし、人と人、地域と地域などを有機的につなぎ、地域や社会の課題に挑戦することのできる人材の育成を図ります。具体的には、「第4次つくば市生涯学習推進基本計画」の下に各事業を実施します。

生涯学習のための集いの場の提供

主な担当課等：生涯学習推進課、教育施設課、中央図書館

市民誰もが生涯学習の機会を享受できるよう、生涯学習のための集いの場を提供します。具体的には、社会教育関連施設の管理運営を通して生涯学習の振興及び文化の向上を目指すほか、企業向けの生涯学習講座の実施や若者のための居場所づくりの検討など、新たな生涯学習のための集いの場の提供を目指します。

さらに、屋内運動場、グラウンド、特別教室や図書室等の学校施設について、学校教育に支障のない範囲において開放し市民の利用に供することで、生涯学習の場としての活用を図ります。

社会教育の振興

主な担当課等：生涯学習推進課

社会教育委員の助言や指導を基に市の社会教育施策を実施するとともに、社会教育主事及びこれを補佐する社会教育指導員を通じて、市の社会教育の振興・充実を図ります。また、学校や家庭以外での学びの場を広く提供することで、個人が社会生活を営む上で必要な知識や技術を必要に応じて学び続けることのできる環境づくりを目指します。

さらに、社会教育委員の視察や研修の機会を拡充することで、社会教育行政の活性化を図ります。また、諮問機関としての役割を強化し、より幅広い視点からの助言を得ることで、地域の社会教育施策の充実や課題解決に貢献します。

青少年の健全育成事業の充実

主な担当課等：生涯学習推進課

未来のつくば市を担う青少年が、健やかにたくましく成長できるように、学校や青少年育成団体と連携し、青少年の非行防止や青少年育成の各種事業を展開し、子どもたちの社会力や自己有用感を育み、青少年の健全育成事業に関する活動を広めます。

基本目標3 | 地域と共に学び合い育ち合う教育を推進する

基本方針8 つくばらしさをいかした「学び」を推進する

施策1 つくばの特性をいかした学びの推進

施策の方向性 //

当市には、科学技術に基づく多くの知的財産と、それを担う人材が集まっている「科学のまち」という特性があり、それらをいかした学びの推進を図ります。

世界でも有数の最先端科学技術都市「筑波研究学園都市」として、大学や企業、研究機関との連携を強化し、子どもたちが科学に触れる場面を増やしていくことで、未来をひらいていく力を養成します。

また、当市には関東の名峰・筑波山を始め、市内を南北に走る桜川や小貝川などが存在しており、平成28年（2016年）には筑波山地域ジオパークが日本ジオパークに認定されました。子どもたちがつくばの伝統や文化を学び、自然や地域に親しむことで社会力とSDGsの視点を身に付ける施策を展開します。

あわせて、デジタル化や業務フローの見直しを通じ、教育の効率化と学びの深まりを両立させるコンテンツの充実を図ります。

主な取組 //

- ◆ 「科学のまち」の特性をいかした学びの推進
- ◆ 豊かな自然・文化をいかした学びの推進

「科学のまち」の特性をいかした学びの推進

主な担当課等：生涯学習推進課、学び推進課

最先端の研究・教育機関が集積する当市の特性をいかし、市内の大学・研究機関と連携することで、子どもたちの探究力を育むための教育を推進します。

子どもたちが、より先進的で高度な情報に触れられるよう、つくばちびっ子博士、つくば科学出前レクチャー、つくば科学フェスティバル、サイエンスキッズリーグなどの機会を提供します。

このような地域の力、行事をいかし、子どもが楽しく創造性を発揮できる問題解決学習を通じて、持続可能な社会の創り手としての力を育成するSTEAM教育※を推進します。

※STEAM教育： Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（芸術）、Mathematics（数学）の5つの領域から、実社会での問題発見・解決にいかしていくための分野横断的な学びを行うもの。

豊かな自然・文化をいかした学びの推進

主な担当課等：文化財課

身近にある豊かな自然の変化、その自然との関わりを通して、人と環境との関係性を学び、持続可能で環境にやさしい社会づくりについて考えを深めていく活動を推進します。

また、地域における歴史や文化、社会生活を総合的に学ぶ地域学習やつくばの特徴に関する探究学習を通して、ふるさとつくばに対する誇りや愛着を醸成し、社会力豊かな児童生徒の育成を図ります。

この取組をさらに充実させるために、教職員を対象とした研修を継続し、指導力の向上を図ります。また、地域学習や環境学習を支援するため、教材となりうる資料を作成し、ウェブページ等で手軽に入手できるようにすることで、より多くの教育現場で活用できる仕組みを整えます。

施策2 つくばの歴史・伝統文化を体験できる機会の充実

施策の方向性 //

当市内に数多く所在する歴史文化に関する学びの場の充実を目指します。

動画配信や体験型の学習機会を拡充することで、子どもたちが時間や場所を問わず歴史や文化に親しむことができる環境を整えます。

つくばスタイル科の大きな柱である歴史・文化教育の中で、文化財の調査、研究、保存、展示、活用に関する授業を展開し、つくばを再発見することで、児童生徒の郷土愛を育む取組を進めます。

また、郷土の歴史や文化への理解を深めることで、自身と異なる歴史や文化に立脚する人々との相互理解を図ることができる人材を育てます。

主な取組 //

- ◆ 文化財の保存活用の推進
- ◆ 伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

文化財の保存活用の推進

主な担当課等：文化財課

当市内の文化財を市民が知り、次世代に伝えていくため、文化財の現状や価値を正確に把握する調査事業、文化財を適切に後世に伝える保存事業、文化財を多くの方に知ってもらう活用事業を進めます。また、市民参加により事業間の連携強化や好循環を図る文化財サポーター事業など、つくば市民の力をいかした施策を充実させます。

近年、埋蔵文化財調査の業務量が増加し、民間事業者や市民生活への影響が顕著になるため、体制の強化により、円滑な事業運営を図ります。また、活用事業においても外部機関や団体への委託や連携を拡充し、市民参加の機会を増やすことで、文化財の継承と地域活性化をより効果的に推進します。

伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実

主な担当課等：文化財課

郷土の伝統・文化を学び、郷土を愛する心を育むため、各教科の学習やつくばスタイル科などにおいて、伝統文化に関する学習を充実させるとともに、地域行事への参加、遺跡や文化財などの体験的活動を充実します。

また、小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館などの文化財展示施設及び市内にある各種指定等文化財を適正に維持管理するとともに、出前授業や体験講座、教材の提供などを通じて、伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会を充実させます。

加えて、ウェブページを活用し多様な学習ニーズに応えられる環境を整え、これらを入口として展示施設での実物の見学や体験的活動へと誘導し、より深い理解を促します。展示施設についても、安全で分かりやすい見学ができるよう、展示内容や設備の更新を継続的に行い、市民にとって身近な学びの場となるよう努めます。

基本方針９ 社会全体で大人も子どもも共に育つ学びを推進する

施策１ 学校・家庭・地域が一体となった学校づくりの支援の充実

施策の方向性 //

学校・家庭・地域・行政がつながり、協働しながら運営する学校づくりを目指します。市内全ての小中義務教育学校において、コミュニティ・スクールの推進を図り、コミュニティ・スクール協議会を核として学校・家庭・地域・行政が協働する体制を整えます。これにより、学校運営に地域や保護者等が主体的に参画し、意見を反映できる仕組みを強化します。

学校・家庭・地域・行政が一体となり、コミュニケーションを活性化させることで、社会全体で子どもたちの学びを支える学校運営体制を構築します。

主な取組 //

- ◆ 学校・家庭・地域・行政の連携・協働
- ◆ コミュニティ・スクールの推進

学校・家庭・地域・行政の連携・協働

主な担当課等：生涯学習推進課、教育総務課

地域と共にある学校を目指し、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし、それぞれがコミュニケーションを図りながら緩やかにつながり、一緒に協働する体制づくりを進め、子どもたちの豊かな成長を支えていきます。

教育活動やコミュニティ・スクールの運営については、教職員のみに依存することなく、地域住民が主体的に役割を担える仕組みを作ること、持続可能な体制を築きます。

また、情報媒体を利用し、地域に対する情報発信の充実を図るとともに、多様なスタイルで地域の声を聴く機会の創出を目指します。

コミュニティ・スクールの推進

主な担当課等：生涯学習推進課

コミュニティ・スクールの認知度向上を図るため、保護者や地域住民に対する周知活動を積極的に推進します。ホームページや区会回覧等の各種媒体を活用するとともに、出前講座を通じてコミュニティ・スクールの目的や取組について広く周知します。

これらの取組を通じて、地域住民がコミュニティ・スクールの意義を理解し、主体的に関わる意識を高めます。

施策2 地域と連携した活動の充実

施策の方向性

学校を地域の学びの拠点と位置付け、地域資源を活用した双方向の学び合いを推進します。学校・家庭・地域・企業など幅広い主体との多様な協働の形を創出します。

さらに、地域スポーツクラブなど教育的資源の活用を進め、公と民が連携した体制を構築することで、子どもたちだけでなく地域住民も共に学び成長できる「学びの地域づくり」を実現します。また、既存の家庭教育学級に加えて新しい形態の家庭教育学級の開催を支援し、学校と家庭の連携をさらに深めます。

地域と学校の信頼関係の構築を図り、地域人材との連携を通じた教育活動の充実を目指します。

主な取組

- ◆ 地域資源の活用・育成
- ◆ 家庭教育学級の推進

地域資源の活用・育成

主な担当課等：生涯学習推進課、学び推進課、教育総務課

地域の資源と校区での学びのニーズを把握し、コーディネートする人材の育成を図ります。また、学園やコミュニティ・スクール協議会委員に対する研修や情報提供を積極的に行い、好事例の共有を図ることで、地域と学校が一体となった教育活動の充実を促進します。このような支援をとoshi、地域と学校が対等な立場で連携・協働して行う地域学校協働活動の活性化を図ります。

さらに、コミュニティ・スクール協議会での話し合いを具現化するために、学校の実情に応じた多様な活動を支援します。

地域のスポーツ団体や大学などから専門性の高い人材を小学校に派遣し、専門的見地をいかして指導をサポートすることで、児童の健やかな体などの育成を図ります。部活動では、部活動指導員などの外部人材の活用、部活動の地域展開では、地域のスポーツ・芸術文化活動団体などとの連携を進め、地域全体で生徒の活動を支えることを目指します。

家庭教育学級の推進

主な担当課等：生涯学習推進課

幼稚園及び小中義務教育学校の保護者向けに家庭教育学級を開催することで、幼児及び児童生徒の健全な成長を後押しする家庭の教育力の向上と保護者同士のつながりの活性化を図ります。

学校教育と密接な関係を持つ家庭と地域の教育力の向上により、社会全体で子どもたちの成長を促す体制を強化します。

近年、共働き世帯が増加していることから、家庭教育学級の運営において、PTA等組織から選出された家庭教育学級担当の役員の負担軽減が重要な課題となっています。そのため、各学級の実情に合わせ、従来の自主企画型に加え、社会教育指導員による提案型や学園単位での実施など、柔軟な運営方法を導入し、保護者が参加しやすい環境を整えます。また、開催曜日や時間帯を見直し、多様なライフスタイルに対応することで、より多くの保護者が学びに参加できる仕組みを構築します。

第4章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、各所管課のみならず、国・県の関係機関を始め、学校、家庭、地域など関係するあらゆる主体との連携が不可欠となります。

『夢に向かってよりよい未来をひらく「学び」の実現』に向けて、各関係者に対して、本計画の趣旨等を周知し、本計画への理解を働きかけるとともに、情報・課題の共有を図りながら事業の展開を進めていきます。

2 計画の進捗管理

本計画に基づき実施される事業の進捗状況については、PDCAサイクルを回し、定期的に検証を行うとともに、外部の有識者の視点を取り入れながら点検・評価を通じて、効果的かつ効率的な教育行政の推進を図ります。

さらに、点検・評価の結果は報告書として取りまとめ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会への提出及び公表を行うことで、市民に対する説明責任を果たすこととします。

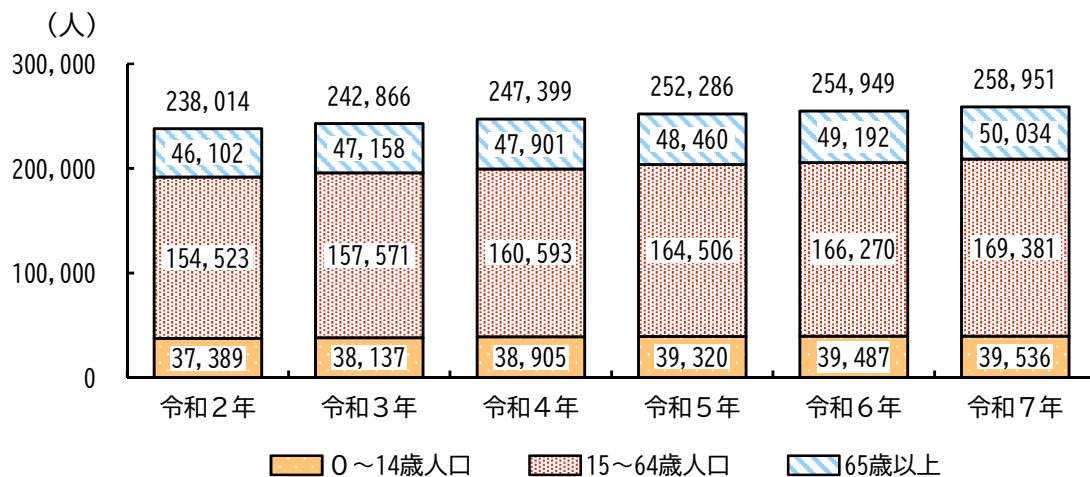
第5章

つくば市の教育の状況（各種統計データ）

1 人口の推移

つくば市の総人口は、令和7年4月1日現在、258,951人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、全ての年齢区分で年々増加しており、令和7年では、年少人口（0～14歳）が39,536人、生産年齢人口（15～64歳）が169,381人、老年人口（65歳以上）が50,034人となっています。

人口の推移

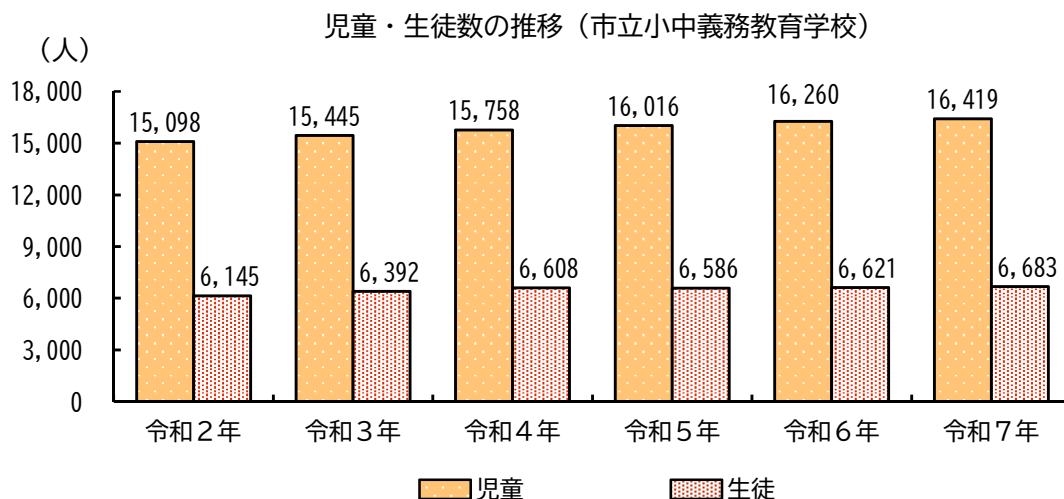


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

2 学校教育の状況

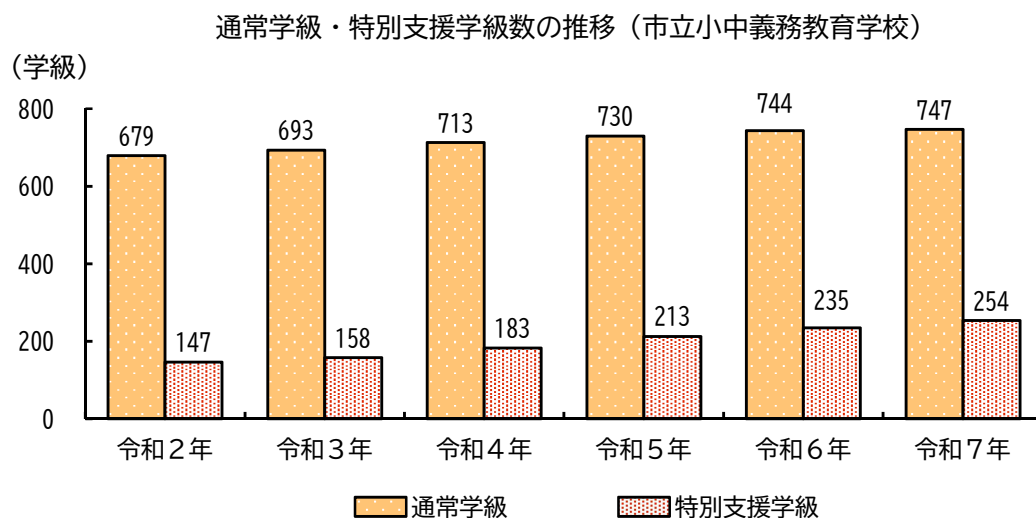
令和7年5月1日現在、小学校では、16,419人の児童が在学しており、中学校では、6,683人の生徒が在学しています。

小学校児童数は増加しており、中学校生徒数も増加傾向にあります。



3 学級数の推移

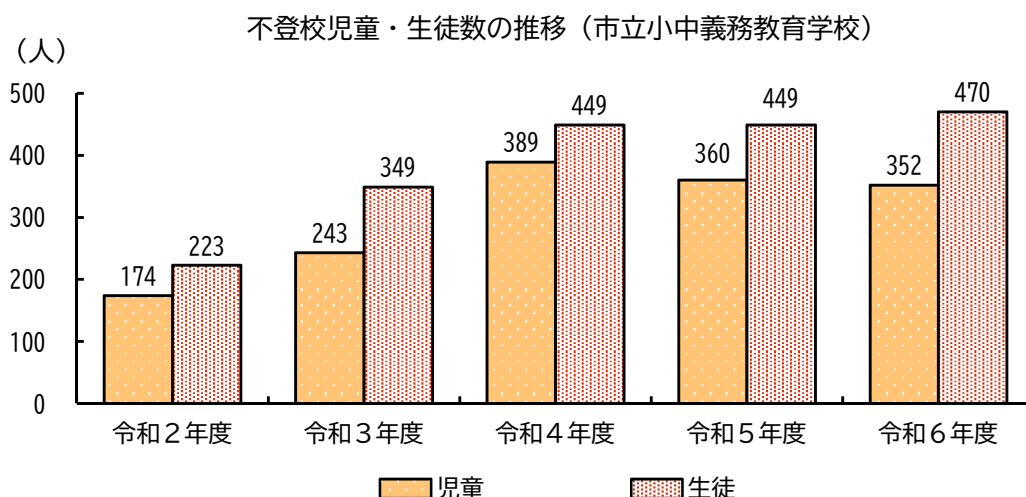
通常学級数・特別支援学級数は、令和2年以降増加しており、令和7年5月1日現在で通常学級は747学級、特別支援学級は254学級となっています。



4 配慮を必要とする児童・生徒の状況

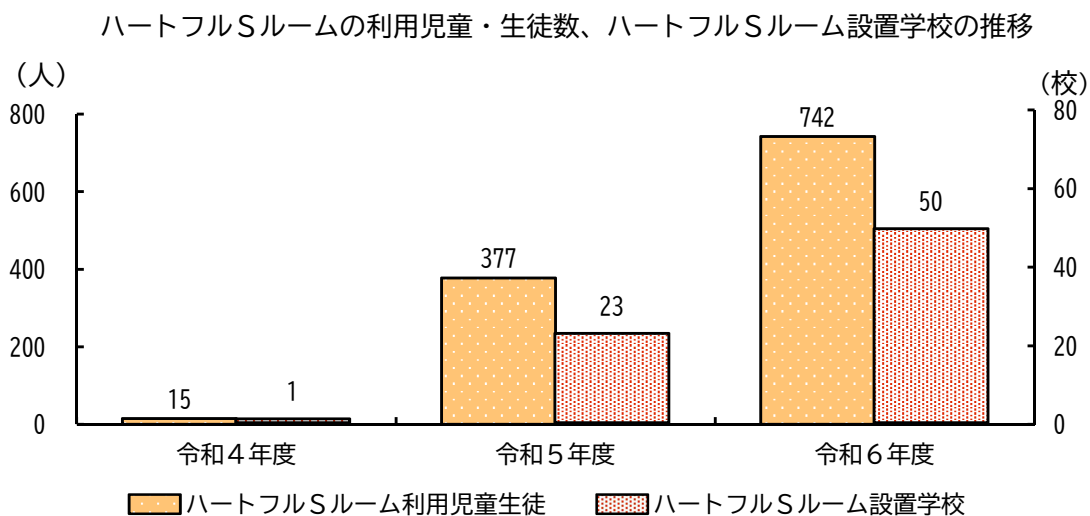
① 不登校児童・生徒数の推移

不登校児童数は令和2年度から増加傾向にありましたが、令和4年度以降減少しています。一方、不登校生徒数は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度には470人となっています。



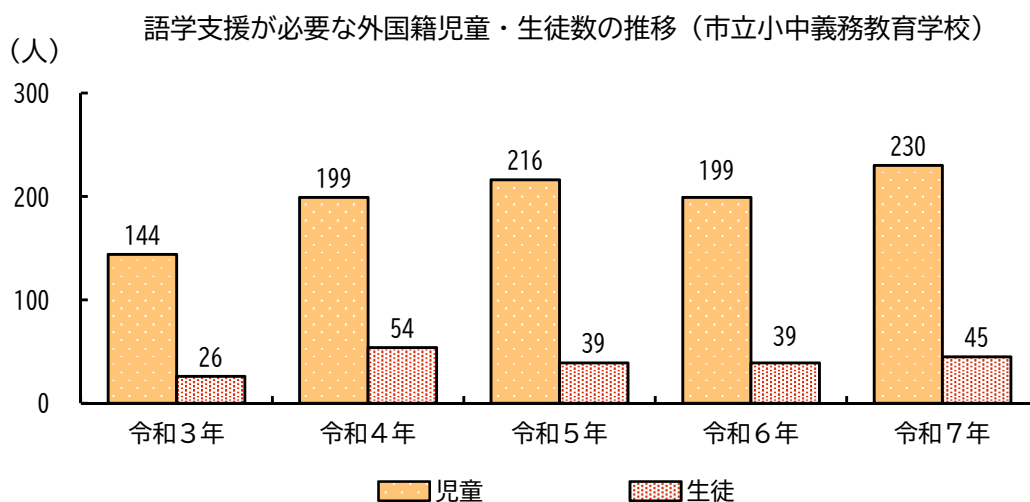
② ハートフルSルームの利用児童・生徒数、ハートフルSルーム設置学校数の推移

令和4年度以降、ハートフルSルーム設置学校は増加しており、令和6年度で50校となっています。



③ 語学支援が必要な外国籍児童・生徒数の推移

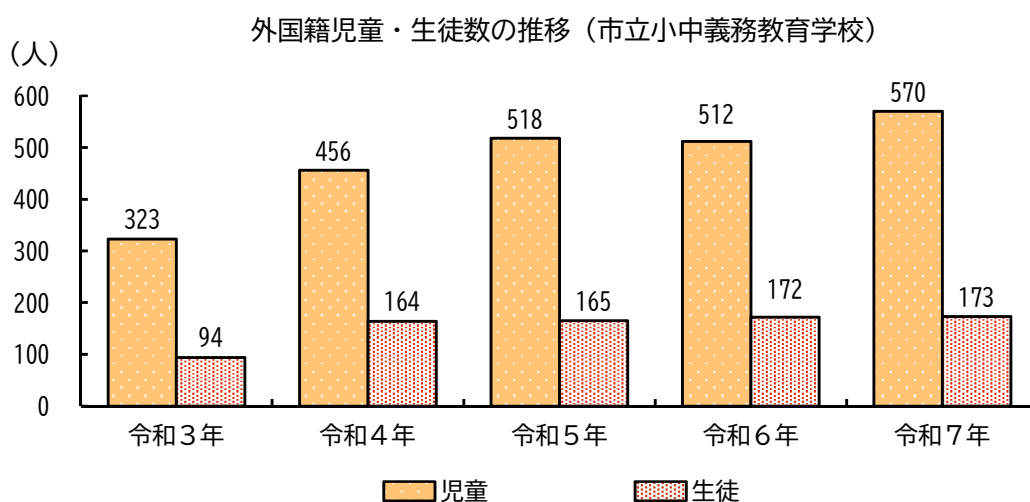
語学支援が必要な児童・生徒数の推移をみると、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年5月1日現在で、児童は230人、生徒は45人となっています。



資料：帰国及び外国人幼児・児童生徒在籍状況等の調査（各年5月1日現在）

5 外国籍児童数・生徒数の推移

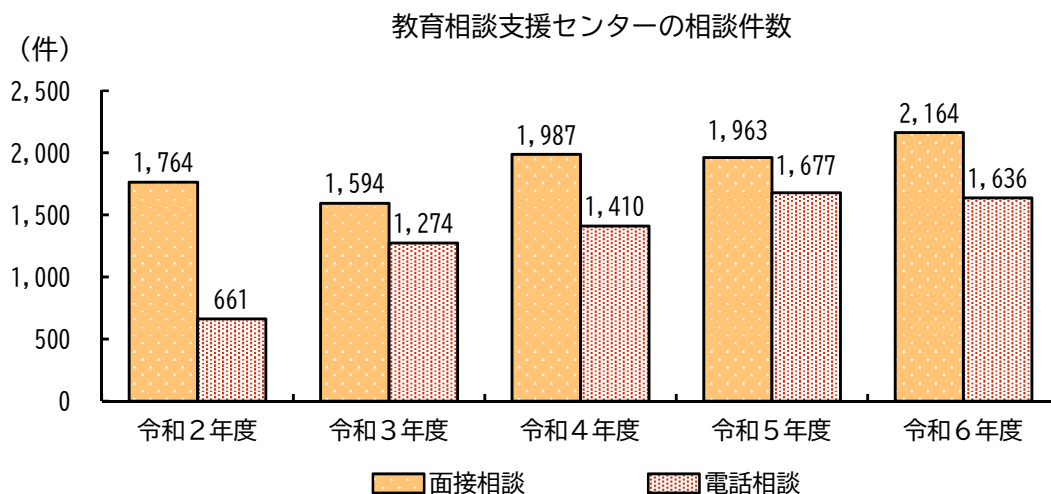
外国籍児童数・生徒数は、令和3年以降増加傾向にあり、令和7年5月1日現在で児童数は570人、生徒数は173人となっています。



資料：帰国及び外国人幼児・児童生徒在籍状況等の調査（各年5月1日現在）

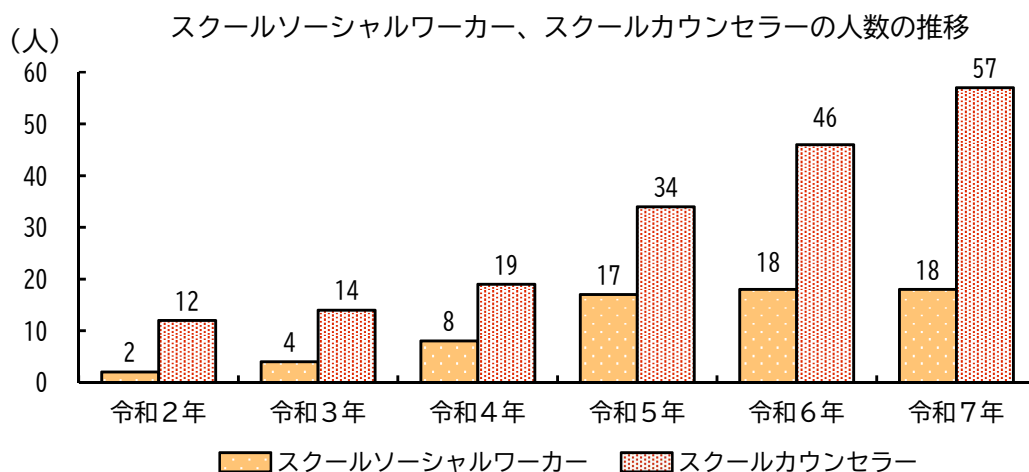
6 教育相談センターの相談件数

教育相談センターの相談件数の推移をみると、面接相談及び電話相談は令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度で面接相談は2,164件、電話相談は1,636件となっています。



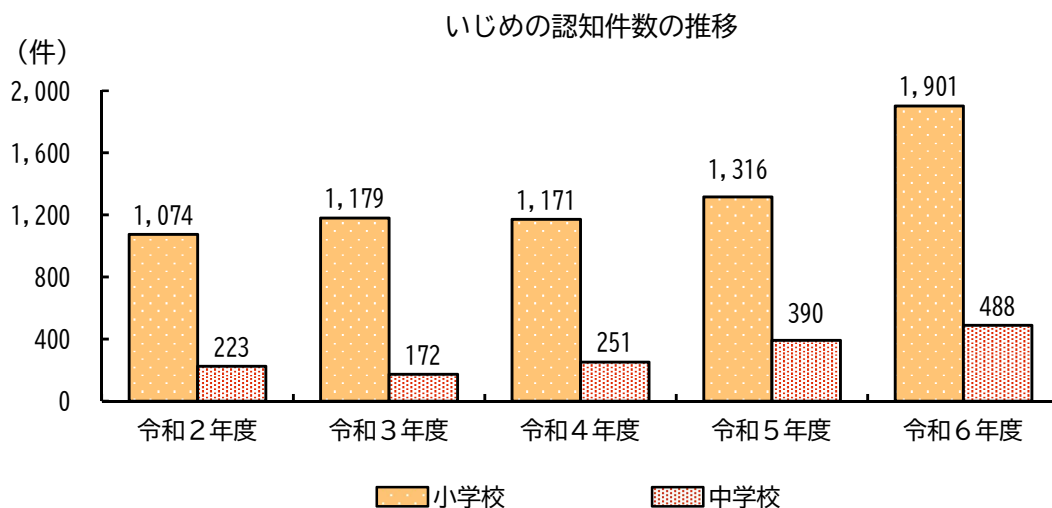
7 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの人数の推移

スクールソーシャルワーカーの人数の推移をみると、令和2年以降増加しており、令和7年4月1日現在で、スクールソーシャルワーカーは18人、スクールカウンセラーは57人となっています。



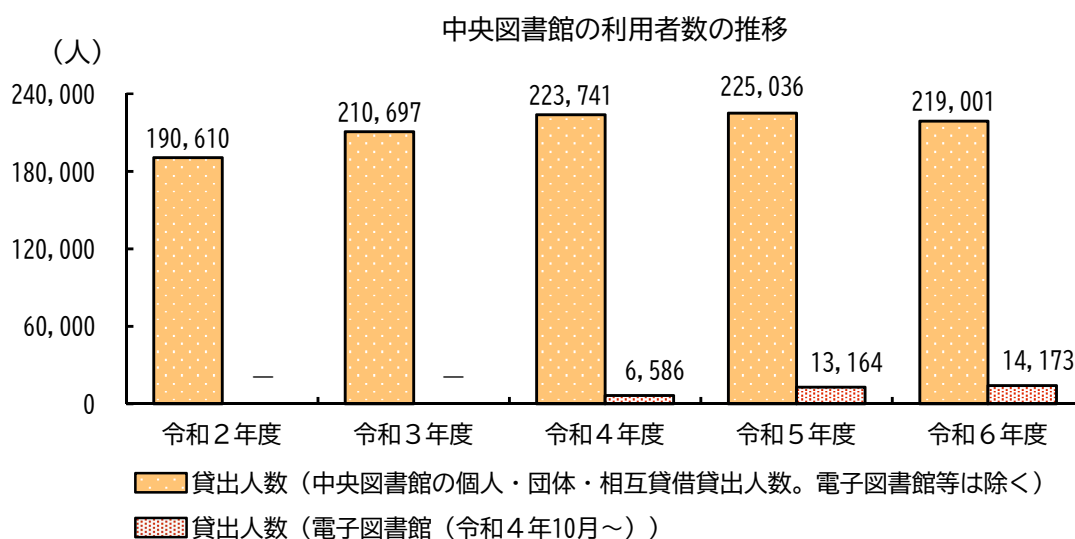
8 いじめの認知件数の推移

いじめの認知件数の推移をみると、小学校、中学校共に増加傾向にあり、令和6年度で、小学校では1,901件、中学校では488件となっています。



9 中央図書館の利用状況の推移

中央図書館の利用者数の推移をみると、令和2年度以降増加傾向にあり、電子図書館を除く貸出人数は、令和6年度で219,001人となっています。令和4年10月から開始した電子図書館の貸出人数は、令和6年度には14,173人となっています。



つくば市教育委員会

〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市教育局教育総務課

TEL 029-883-1111（代表）

FAX 029-868-7608